

単身入居について

次のいずれかに該当する人は単身入居ができます。

1. 60歳以上。
 2. 身体障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級から4級
 3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級から3級
 4. 療育手帳の交付を受けている者。ただし、Bの中でも軽度の者は除く。
 5. DV被害者
 - ① 各都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしている施設で一時保護を受け、保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所が出した退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
 6. 戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または表ノ3の第1款症
 7. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第8条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている
 8. 生活保護法による被保護者
 9. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない
 10. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 1～10の者のうち、次の要件をすべて満たしている人に限ります。
- 独立した生計を営むことができる人。
- ただし、次の人は除きます。
- ・ 常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる人。
 - ・ 社会通念上、不自然な世帯分離による人。

提出書類は次のとおりです。

(1)住民票記載事項証明書

(現在住んでいる住宅全員分の転入年月日・生年月日・性別・世帯主との続柄が記載されたもの。)

(2)単身入居の資格認定のための申立書(規定様式)

(3)単身赴任中のものについては、会社で単身赴任中であることの証明をもらうこと

(4)上記の2～10を証明する書類

・2～4による者・・・各手帳の写し

・5による者・・・①住民票記載事項証明書

(現在住んでいる住宅全員分の転入年月日・生年月日・性別・世帯主との続柄が記載されたもの。)

②次のどちらかの書類

(1)婦人相談所の証明書(規定様式)

(2)裁判所の保護命令決定書の写し

③離婚していることがわかる書類または離婚の意思がわかること
の書類

・6による者・・・戦傷病者手帳の写し

・7による者・・・特別手当証書

・8による者・・・直近の保護決定通知書

・9による者・・・引揚証明書の写し

・10による者・・・ハンセン病療養所等に入所していたことを証明する書類